

高齢者居住安定確保計画について

都道府県及び市町村が、基本方針に基づき、住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者の居住に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に作成する計画であり、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標や計画期間について定めるほか、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和を行うことができる。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条、第 4 条の 2、同法施行規則第 15 条、第 15 条の 2)

「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)

(41) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平 13 法 26)

高齢者居住安定確保計画 (4 条 1 項及び 4 条の 2 第 1 項) については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 5 年中に周知する。

「住生活基本計画 (都道府県計画) の変更について」(令和 3 年 6 月 30 日付 技術的助言)

都道府県計画の変更について

5 . その他の留意事項

(1) 他の計画との関係

都道府県計画を含め、以下に掲げる、都道府県が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、一の計画として策定して差し支えありません。

- ・都道府県計画 (住生活基本法第 17 条)
- ・地域住宅計画 (地域住宅特別措置法第 6 条)
- ・都道府県耐震改修促進計画 (建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) 第 5 条)
- ・都道府県高齢者居住安定確保計画 (高齢者居住安定確保法第 4 条)
- ・都道府県賃貸住宅供給促進計画 (住宅セーフティネット法第 5 条)
- ・マンション管理適正化推進計画 (マンション管理適正化法第 3 条の 2)
- ・公営住宅等長寿命化計画 (公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第 2 第 1 項第 15 号)

市町村計画についても同様の記載あり

高齢者居住安定確保計画と住生活基本計画等の住宅関係の計画を一の計画として策定することが可能な旨を明確化
なお、住宅関係の計画のみならず、介護保険事業計画 (老人福祉計画を含む。) 等の福祉関係の計画についても、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一体的な策定は可能